



最高裁秘書第1265号

平成29年3月23日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

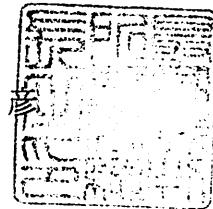
諮問番号 平成28年度（最情）諮問第36号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330（直通）

平成29年3月22日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸



理由説明書

下記1の諮問について、下記2のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

平成29年3月22日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした開示の判断に対し、平成28年12月2日から同月9日までの導入修習の週間日程表が、同月19日の時点で廃棄済みであるとは考えられない旨主張しているが、当該開示の判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

第70期司法修習生の導入修習の週間日程表

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、次のアからエまでを対象文書として特定した上で、平成29年1月17日付けで開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

ア 第70期A班週間日程表（平成28年12月9日付け）

イ 第70期A班週間日程表（平成28年12月16日付け）

ウ 第70期B班週間日程表（平成28年12月9日付け）

エ 第70期B班週間日程表（平成28年12月16日付け）

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 週間日程表は、司法研修所で行われる各講義等の日程及びそれに対応して司法修習生が持参すべき資料等を週ごとの一覧表にしたものである。

第70期司法修習の導入修習においては、その修習期間である平成28年12月2日から同月22日までの日程に係る週間日程表を班ごとに作成したが、開示の申出があった同月19日の時点で存在していたのは、同月12日から同月16日まで及び同月19日から同月22日までの各日程に係る週間日程表（同月9日及び同月16日付け）であり、これ以前の日程に係る週間日程表はすでに廃棄していた。

すなわち、最高裁判所においては、司法行政文書のうち、内容が軽微かつ簡易な司法行政文書であって、その保存期間を1年以上とする必要のないものについては、通達上、司法行政文書の整理を行うことなく、当該文書については、短期保有文書として、事務処理上必要な期間が満了したときに廃棄するものとされている。そして、週間日程表は講義等の日程等を週ごとに司法修習生に周知するために作成されるものであり、当該週が経過すれば保有しておく必要がなくなるものであるから、平成28年12月11日以前の分の週間日程表についても、当該週が経過した後、その事務処理に必要な期間が過ぎたため廃棄した。

イ なお、従前の期の導入修習の週間日程表につき、開示申出があった日より前のものを開示したことがあったが、その際には当該日程表をまだ廃棄していないかったからにすぎない。

ウ よって、原判断は相当である。